

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年6月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や、障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られました。

こうした動きの中、鷹栖町では「第8次鷹栖町総合振興計画」の考え方に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加、本人が希望する暮らしの実現や地域活動が保障される町づくりの推進など、お互い様の精神で安心して暮らせる町づくりを目指し、「第6期鷹栖町障がい福祉計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

「第7期鷹栖町障がい福祉計画」の策定にあたっては、国及び北海道の計画と整合性を図ると共に、第6期計画と同様にまちづくりの総合的な計画である「第8次鷹栖町総合振興計画」や「第1期鷹栖町地域福祉計画」の考え方に基づいて、一人ひとりが希望を叶え、社会的役割を持って活躍し、世代や分野を超えて地域がつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、鷹栖町自立支援協議会が中心となって検討を重ねた上で、本町の障がい者施策の今後の進むべき方向を定めています。

2. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

第7期鷹栖町障がい福祉計画（鷹栖町障がい児福祉計画を包含）は、法律に基づき「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく福祉サービスの提供体制の確保に関して定める計画です。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障害者総合支援法第88条第2項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○障害者総合支援法第88条第6項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第2項

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

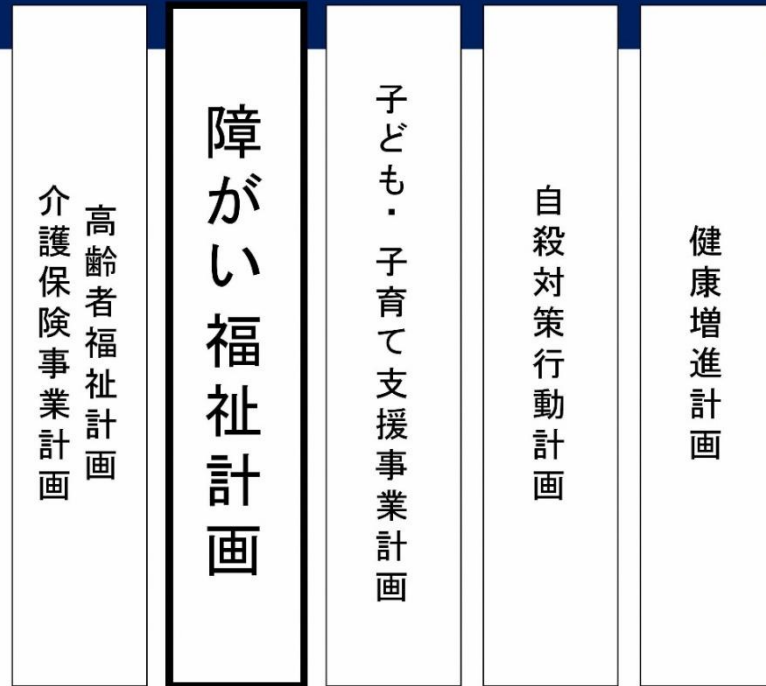
- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 上位計画との関係

「第7期鷹栖町障がい福祉計画」は、「第8次鷹栖町総合振興計画（計画期間：2020年度～2029年度）」を最上位計画として、「第1期鷹栖町地域福祉計画（計画期間：2020年度～2024年度）」を上位計画とする分野別計画の一つとして位置付けます。

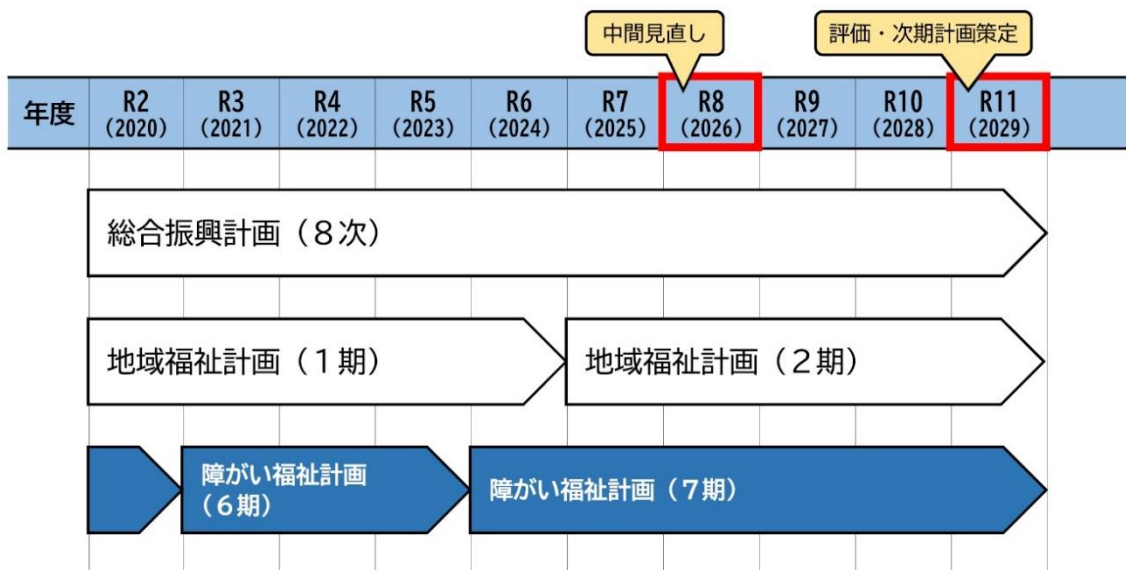
第8次 鷹栖町総合振興計画

第1期 鷹栖町地域福祉計画 (個別分野計画を横断的につなぐ)

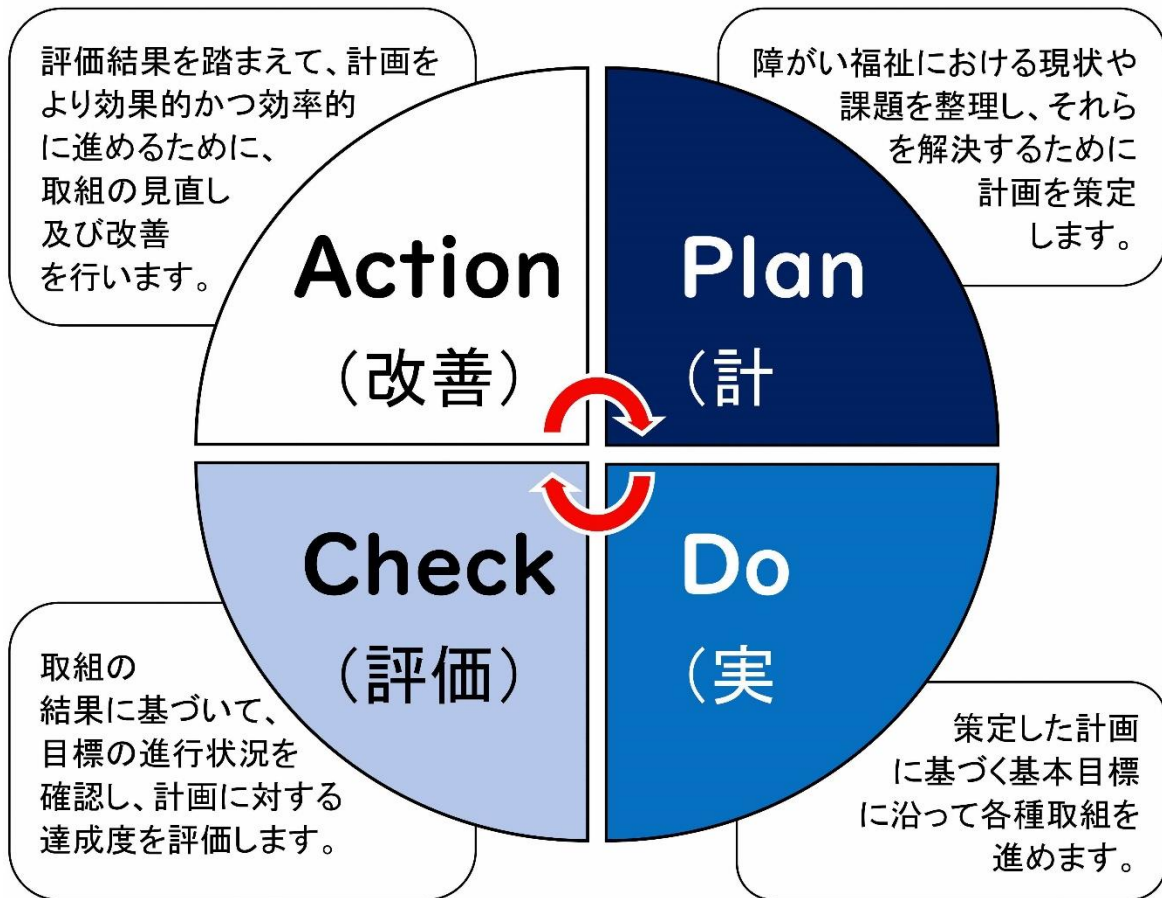


3. 計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。なお、中間年度の令和8（2026）年度には計画の見直しを予定しています。



また、中間見直し及び次期計画策定時には、P D C Aサイクルの手法を活用して、本計画の評価検証を実施し、障がい福祉における課題解決を図ります。



※「障がい」の表記について

「障害者」等に使用される「害」の字には、一般的に“妨げ”“災い”などの否定的な意味が含まれることから、本町では、障がいのある人の人権を尊重し、不快感を与えることのないように、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞また医学・学術用語等が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。このため本計画では、「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

※「障がい者」の定義について

「障がい者」とは、年齢にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上的の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障のある人です。